

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

【解説】

- 1 本章は、法第9条の4の規定に基づき、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものである。

なお、本条例における「指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱い」は、第1条により当該危険物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の位置、構造及び設備を含んでいるものである。

- 2 科学、技術の進歩及び社会の発展に伴い、火災危険のある物品の生産及び使用は著しく増大し、これに伴う火災もまた増加の一途をたどっている。これらの物品の火災危険は、他の物品に比べ特に大きいので、これらの物品による火災を未然に防止するため、所要の規制を加える必要がある。

そこで火災危険のある物品のうち、発火性又は引火性の大きな危険物については、法及びこれに基づく危険物政令においてその品名と品名ごとの一定の数量(指定数量)を指定し、この数量以上の危険物につき、法第3章並びに危険物政令及び危険物省令によって、その製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備並びにその貯蔵及び取扱いについて規制が加えられている。

ところが、この規制は、いずれも(運搬の基準は別として)指定数量以上の数量を貯蔵し、又は取り扱う場合に限られ、指定数量未満の危険物及び火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火活動が著しく困難となるもの(指定可燃物)については、その規制の範囲には含まれていない。しかし、これらの物品についても、火災予防上放置することはできないものであるので、法第9条の4により、法第3章と切り離れた規制を行うものとし、その細部の規制については、すべて市町村の火災予防条例にゆだねられているものである。

なお、指定可燃物については、昭和63年の法改正による危険物の範囲の見直しに伴い、従来の特殊可燃物及び準危険物の一部等を統合整理したものである。

また、指定可燃物は数量を含んだ概念であって、危険物政令別表第4の数量欄に定める数量以上のもののみが、指定可燃物に該当するものである。

- 3 本章の規定を、法第3章における危険物の規制の例に対応させながら説明すると、次のとおりである。

- (1) 規制の主体は、市町村であり、消防本部及び消防署の設置の有無を問わない。この点で、消防本部及び消防署を置かない市町村の区域においては、都道府県知事はその規制を行っている指定数量以上の危険物製造所等の場合とは異なっている。

- (2) 規制の内容は、指定数量未満の危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いに関する技術上の基準である。

施設の設置又は変更については、市町村長の許可を必要としている指定数量以上の危険物の場合に比べて、その規制の実体は、緩やかである。

しかし、これは、建築物の位置、構造、設備等に関する他の関係法令の適用を妨げるものではないから、当該施設の用途、規模等に応じて建築基準法等により規制を受け、また、その消防用設備等については、別途消防法令(法、政令、省令及び告示)の規制を受ける場合がある。

なお、指定可燃物の運搬については、法第3章の解釈として、運搬は取扱いに含まれないこととなっているので、本章では運搬については規制を及ぼしていない。もっとも、指定数量未満の危険物については、危険物政令自体の運搬の基準が適用されるものである。

また、第46条においては、一定数量以上の危険物又は指定可燃物の貯蔵及び取扱いを行うに当たっては、あらかじめ行為者は、その旨を所轄消防署長に届け出ることとなっているが、これは法第9条の4の規定に基づくものではなく、一般の自治事務条例としての性格を有するものであることは前述したとおりである。

- (3) 本章は、指定数量未満の危険物又は一定数量以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合一般に適用されるものであり、その行為が業務として見なされるものであるか否かを問わない。
- (4) 本章の規定については、指定数量以上の危険物の規制の場合と異なり、これらの行為に関する保安上の監督責任者として、法第13条に規定する危険物取扱者のような格別の資格要件を備えた者を置くことを要求していない。
- (5) 本章の規定の違反者に対しては、第7章において罰則が適用される。これは、法第46条の規定に基づくものであって、条例に規定する唯一の罰則である。

指定数量以上の危険物の規制の場合には、施設及び取扱いに関する規制について、改善命令又は使用停止命令によって是正の機会を与え、それが履行されない場合に罰則を適用するという手順がとられるようになっているが、本章の違反の場合には、直ちに罰則が適用される仕組みになっている。もっとも、運用上の観点からいえば、違反事実があるからといって、直ちに罰則の適用を考えるよりも、それ以前に十分かつ強力な行政指導によって違反事実の解消を図ることが必要であることはいままでもない。特に指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物及び指定可燃物については、一定の基準に従った施設又は設備によって取り扱うことを規定している場合があるので、それらの施設又は設備を基準に適合させるためには、指導を十分に行うことが望ましい。